

国民年金の保険料が変わります

保険料月額15,020円です

平成23年4月から平成24年3月までの国民年金保険料は月額15,020円となります。国民年金保険料は毎年改定され、平成22年度と比較すると80円引き下げとなりました。

国民年金(第1号被保険者)とは

自営業者や農業・漁業に従事する方、学生などが加入する公的年金制度で、保険料は全額自身で支払う必要があります。

平成29年4月以降は16,900円×保険料改定率に固定されます。なお、保険料改定率は賃金や物価の伸び率を基準に毎年改定されます。

保険料は日本年金機構から送られる納付書により、指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることが出来ます。

クレジットカードによる納付、インターネットなどを利用した納付、便利でお得な口座振替もあります。また、保険料を前払い(前納)すると割引になります。

保険料は納付期限(翌月末日)までに納めてください。

納付方法	納付額	割引額(1年前納)	割引額(半年前納)
毎月納付	180,240円 (15,020円×12月)	0円	0円
納付書または クレジットで前納	177,040円	3,200円	730円
口座振替で前納	176,460円	3,780円	1,020円

半年前納もあります。その場合は、別に納付書を発行しますので半田年金事務所もしくは役場保険課までご連絡ください。

毎月の保険料を納期限より1カ月早く口座で納めていただくと、毎月50円の割引(早割り)となります。ただし現金での支払いは1カ月早く納めていただいても割引はありません。

保険料の免除制度

所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な方のために、国民年金には免除制度があります。未納とは違い年金を受給されるための資格期間になります。

また未納の場合、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合もあります。

申請することにより下記の免除制度が受けられますのでご利用ください。

ただし、制度ごとに所得制限などがありますので認められない場合もあります。

全額免除制度

保険料の金額(15,020円)が免除。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が2分の1として計算されます。(平成21年3月分までは、3分の1)

一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除します。

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

4分の1納付(3,760円) 年金額8分の5
(平成21年3月分までは2分の1)

半額納付(7,510円) 年金額8分の6
(平成21年3月分までは3分の2)

4分の3納付(11,270円) 年金額8分の7
(平成21年3月分までは6分の5)

若年者納付猶予制度

30歳未満の方は、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予されます。